

# 学習用端末購入費一部補助について



住民税非課税に準ずる※世帯（※世帯年収目安（4人世帯）：270万円以上350万円未満）の方に対し、支援を行っています。



端末本体購入金額の $\frac{1}{2}$ （上限22,500円）の補助

**【申請期限】令和3年12月28日まで**

【補助基準】保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額の合算額が1円以上51,300円未満（保護者が2人（両親）の場合、2人分の合計額となります）  
〈市町村発行の課税証明書で確認〉  
令和3年度（令和2年分）課税分でも該当になる場合があります。  
詳細は、学校までお問い合わせください。

**領収書等（レシート可）の原本が必要です。**

- ①4/1以降の日付
- ②購入総額
- ③端末本体の購入金額が分かる内訳
- ④販売事業者名



住民税非課税世帯の方は、「学習用端末の無償貸付」の対象となります。  
（「一部補助」は対象外となります。）